

付加年金とはどのようなものですか。

付加年金は、国民年金第1号被保険者（自営業者、学生など）の独自給付とされています。毎月の国民年金保険料に付加保険料（月額400円）をプラスして納付すると、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされます。

付加年金の年金額は、200円×付加保険料納付月数となっています。

<具体例>

○ 付加保険料を10年間納付された場合

付加保険料の納付額＝400円×12月×10年＝48,000円

↓ ↓ ↓

付加年金の年金額＝200円×12月×10年＝24,000円

* 48,000円の付加保険料額で、毎年24,000円の付加年金が老齢基礎年金に上乗せして受け取れ、大変お得です。

例えば20歳から60歳まで付加保険料を払ったとします。

払い込み額：400円×480月＝192,000円

年金加算額：200円×480月＝96,000円/年

男性で平均寿命まで生きたとします。

平均寿命は78歳で、65歳から年金を受給したとすると、13年間年金を受給します。

年金加算トータル額＝96,000円×13年＝1,248,000円

得する額＝1,248,000円－192,000円＝1,056,000円

男性の平均寿命までで約100万円お得になります。

是非活用して下さい。

<留意事項>

- 付加保険料の納付は、申し込んだ月分からとなります。
- 付加保険料は、老齢基礎年金と合わせて受給できる終身年金ですが、定額のため、物価スライド（増額・減額）はありません。
- 国民年金基金に加入中の方は、付加保険料を納付できません。
- 納付期限（対象月の翌月末）を経過しての付加保険料は納付できません。

* 申込・問合せ先 健康保険課 ☎ 34-8710
武生年金事務所 ☎ 23-1124